○行政不服審査法施行令第１４条第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項に規定する審査庁が定める方法を定める規則

令和５年４月１日規則第２０号

行政不服審査法施行令第１４条第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項に規定する審査庁が定める方法を定める規則

行政不服審査法施行令（平成２７年政令第３９１号）第１４条第２項（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７８条の５において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する行政不服審査法施行令第１４条第１項（地方自治法施行令第１７８条の５において準用する場合を含む。）に規定する審査庁が定める方法は、納付書により納付する方法とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。